



令和6年10月15日

栃木地方最低賃金審議会

会長 杉田 明子 殿

栃木地方最低賃金審議会

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 荻原 明信

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
部会長 おぎわら あきのぶ 荻原 明信	おぐら ひでか 小倉 秀佳	えんじょう ひろかず 圓城 裕和
部会長代理 くろかわ きょうこ 黒川 亨子	おぜき たかひろ 小関 隆弘	すずき けんじ 鈴木 健治
たじま ふみお 田島 二三夫	くろかわ たつや 黒川 達也	たかい ともり 高井 智任

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務

ハ 目視による部品の選別又は検査の業務

ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,056円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金専門部会 審議経過概要

回	開催年月日	調査審議事項
1	令和6年10月10日	<ol style="list-style-type: none">1 部会長及び部会長代理の選出について2 専門部会運営規程について3 関係労使からの意見聴取について4 金額改定について5 今後の審議日程について
2	令和6年10月15日	<ol style="list-style-type: none">1 金額改定について2 専門部会報告書(案)について3 答申文(案)について